

(別添)

令和 7 年度ノートサーバ機器賃貸借仕様書

1 件名

令和 7 年度ノートサーバ機器賃貸借（以下「本業務」という。）

2 目的

鳥取県庁内 LAN 上のノート環境を構成する機器のリースアップに伴い、現環境を維持継続するために必要な機器を調達する。また、現環境からの移行作業を行う。

3 業務期間等

(1) 業務期間 契約締結日から令和 13 年 2 月 28 日まで

(2) 移行期限 令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで (57 か月)

4 賃貸借物品の名称

(1) 機器

名称	数量
IBM Power サーバ	2 台
ハードウェア管理コンソール	1 台
IBM Power サーバ用ストレージ装置	2 台
SAN スイッチ	2 台
バックアップ管理用 IBM Power サーバ	1 台
バックアップ用ストレージ装置	1 台
バックアップ用テープ装置	1 台
管理用デスクトップ PC	1 式
管理用ノート PC	1 台
ファイルサーバ	1 台
クラスタ用ネットワークスイッチ	2 台
サーバラック	1 式
サーバラックコンソール及びコンソールスイッチ	1 式

(2) ソフトウェア

名称
バックアップソフトウェア
サーバ連携用ソフトウェア

詳細は別紙 1 のとおり

5 構築作業

賃貸借物品の設置及び設定作業を行うとともに、現環境からの移行作業を行う。
詳細は別紙 2 のとおり。

6 運用サポート

詳細は別紙 3 のとおり。

7 提出図書

名称	部数
納入機器一覧	1
保証書又は新品証明書	1

保守証書	1
借入物品に係る設定マニュアル	1
納入写真	1
基本設計書	1
機器相互配線図面及び機器設定資料（詳細設計書）	1
テスト結果報告書	1
移行設計書兼報告書	1
保守体制図、保守連絡先	1
運用マニュアル	1

※提出部数は提出部数は紙媒体で1部、電子化が可能なものについては電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R）に格納して1部提出すること。

8 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県議会棟別館

9 一般事項

（1）権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

（2）資料提供

受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

（3）追完請求権

ア 発注者は、賃貸借物品の引渡しを受けた後において、当該賃貸借物品が仕様書で定める内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により賃貸借物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。

イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

（4）特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

（5）損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（6）守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においての

み使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下、「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(8) 賃貸借物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、賃貸借物品に損害保険を付保するものとする。

(9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 完了報告及び検査

ア 受注者は、移行を完了したときは、移行完了の日の翌日から10日以内又は令和8年3月24日のいずれか早い日までに、完了報告書および本仕様書7の提出図書を発注者に提出し、発注者は完了報告書および提出図書を受理した日から10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに検査を行う。

イ 発注者は、アの規定に基づき検査を行った結果、仕様書に適合すると認めるときは、その旨を受注者に通知する。

ウ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においてもア及びイの規定を準用する。

(11) 賃貸借料の支払

ア 受注者は、(10)イの通知を受理した後、次の表に掲げるとおり賃貸借料を発注者に請求する。ただし、令和12年度(下半期)分は、別紙1の3(2)の完了後に請求する。

区分	請求年月	賃貸借料に対する割合
令和8年度(上半期)	令和8年10月	約6 / 57
令和8年度(下半期)	令和9年4月	約6 / 57
令和9年度(上半期)	令和9年10月	約6 / 57
令和9年度(下半期)	令和10年4月	約6 / 57
令和10年度(上半期)	令和10年10月	約6 / 57
令和10年度(下半期)	令和11年4月	約6 / 57
令和11年度(上半期)	令和11年10月	約6 / 57
令和11年度(下半期)	令和12年4月	約6 / 57
令和12年度(上半期)	令和12年10月	約6 / 57
令和12年度(下半期)	令和13年3月	約3 / 57

イ 発注者は、前項の規定による正当な請求書を受理した日から30日以内にその請求額を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(12) 任意解除

ア 発注者は、(13)又は(14)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(13) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(3)の履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ク)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 納入期限までに受注者が賃貸借物品を納入場所に納入しないでその時期を経過したとき。

(オ) (ア)から(エ)に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(13)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用するこ

と。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又は a から f までに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(15) 解除の制限

(13) のアの (ア) から (エ) 及び (14) のアの (ア) から (オ) までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(13) 及び (14) の規定による契約の解除をすることができない。

(16) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(17) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者による協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

(18) その他

ア この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、本仕様書の9の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

別紙 1

1 選定条件

- (1) 鳥取県庁内 LAN で利用中の Notes/Domino 環境の運用及び新環境への移行を安全かつ円滑に行うため、2 に掲げる賃貸借物品の一部はメーカー指定又は製品指定とする。
- (2) 賃貸借物品は全て新品とする。
- (3) 調達機器が持つ機能は全て追加のライセンス費用を必要とせず利用可能なこと。
- (4) 調達機器の電源、ネットワーク配線に加え、ラック内での接続に必要な各種配線（十分な長さを有するもの）やコネクタ類、固定部品に関しても全て含めること。
- (5) IBM Power サーバ用ストレージ装置の搭載ストレージ容量に関しては、別途変更契約等により、ディスクの追加が可能であること。

2 賃貸借物品

(1) 機器

ア IBM Power サーバ（2 台）

ノードクラスタにて均等分散を維持するため 2 台は同一機種とすること。

項目	仕様
メーカー	・ IBM 社製の機種であること。
CPU	・ IBM 社製 POWER10 以上であり、コア数が 8 コア以上のプロセッサを 2 個以上搭載すること。
メモリ	・ 総容量 96GB 以上であること。 ・ Chipkill 対応であること。
マルチメディア エンクロージャ	・ IBM Power サーバ 2 台で共用可能な RDX ドライブを搭載すること。
ネットワーク	・ 全二重 Ethernet 1Gb/10Gb-T を 8 ポート以上備えていること。また、それぞれ対向スイッチ用の Gigabit Interface Converter (GBIC) も含めること。 ・ Virtual I/O Server (VIOS) による仮想ネットワークを構築可能であること。
外部ディスクイン ターフェース	・ ファイバー・チャネル 16Gb/s を 16 ポート以上備えていること。
筐体	・ 19 インチラックに 2 U 以内で搭載可能であること。
管理コンソール	・ Hardware Management Console (HMC) による LPAR、VIOS 管理ができること。
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
OS	・ AIX7 (V7.3) であること。 ・ ブート用に外部ディスクを構成できること。
保守	・ 賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。
その他	・ 賃貸借期間中はソフトウェア・メンテナンス (SWMA) に加入すること。また、賃貸借期間中の PowerVM の利用に必要なライセンスも含めること。

※参考製品 IBM Power S1022s (9105-22B)

イ ハードウェア管理コンソール（１台）

IBM 7063 HMC（7063-CR2）を製品指定とする。構成は以下の通りとする。

項目	仕様
CPU	・ 6 コア POWER9 プロセッサであること。
メモリ	・ 総容量 64GB 以上であること。
搭載ストレージ	・ 10,000 回転 SAS 1.8TB 以上の HDD を2本搭載すること。
ネットワーク	・ 全二重 Ethernet1Gb/10Gb-T を4ポート以上備えていること。
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
保守	・ 賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。
その他	・ IBM Power サーバを管理するための専用 Hardware Management Console であること。 ・ 賃貸借期間中はソフトウェア・メンテナンス(SWMA)に加入すること。

ウ IBM Power サーバ用ストレージ装置（２台）

項目	仕様
メーカー	・ IBM 社製の機種であること。
コントローラ	・ 機器に専用コントローラを 2 個以上有すること。 ・ 1コントローラあたり 32GB 以上のキャッシュを有すること。(キャッシュ合計は 64GB 以上となること)
接続インターフェース	・ ファイバー・チャネル 16Gb/s を8ポート以上有すること。
パーティション	・ 8以上のパーティションを作成できること。
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
接続 OS	・ AIX7（V7.3）にて接続できること。
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること。
搭載ストレージ	・ (1台目)3.84TB 12 Gb SAS 2.5 Inch Flash Drive を 15 本以上搭載すること ・ (2台目)3.84TB 12 Gb SAS 2.5 Inch Flash Drive を 10 本以上搭載すること
コンソール機能	・ 専用の WEB コンソール機能を有するもので、設定、ログ収集、ファームウェア更新の操作が行えるもの。 ・ 管理用ポートを搭載していること。
保守	・ 賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。 ・ 保守対応時にストレージ内のデータ消去が出来ない場合に、物理破壊または磁気破壊が可能であること。
その他	・ 現行ストレージ機器（IBM Storwize V5000）からの FlashCopy によるデータ移行が行えるよう互換性を担保すること。

※参考製品 IBM Storage FlashSystem 5045 SFF Control Enclosure (4680-3P4)

エ SAN スイッチ（2 台）

IBM Storage Networking SAN24B-6 を製品指定とする。構成は以下の通りとする。

項目	仕様
用途	IBM Power サーバ2台、バックアップ管理用 IBM Power サーバ1台、IBM Power サーバ用ストレージ装置2台、バックアップ用テープ装置1台をファイバーチャネル接続する。
必要な SFP	用途に記載した機器をマルチパス接続するため、16Gbps SFP を SAN スイッチ1台あたり 24 個提供すること。
電源部	200V 電源対応であること。
コンソール機能	- 専用の WEB コンソール機能を有するものであって、設定、ログ収集、ファームウェア更新の操作が行えるもの。 - 管理用ポートを搭載していること。
保守	賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。

オ バックアップ管理用 IBM Power サーバ（1 台）

項目	仕様
メーカー	IBM 社製の機種であること。
CPU	IBM 社製 POWER10 以上であり、コア数が 4 コア以上のプロセッサを搭載していること。
メモリ	- 総容量 32GB 以上であること。 - Chipkill 対応であること。
ネットワーク	全二重 Ethernet 1Gb/10Gb-T を 4 ポート以上備えていること。また、それぞれ対向のスイッチ用の GBIC も含めること。
外部ディスクインターフェース	ファイバー・チャネル 16Gb/s 以上が 6 ポート以上であること
筐体	19 インチラックに搭載が可能であること
管理コンソール	Hardware Management Console (HMC) による LPAR、VIOS 管理ができること。
電源部	200V 電源対応であること。 - 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
OS	AIX7（V7.3）であること。
保守	賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。
その他	- RDX ドライブを内蔵していること。 - 賃貸借期間中はソフトウェア・メンテナンス（SWMA）に加入すること。また、賃貸借期間中の PowerVM の利用に必要なライセンスも含めること。 - IBM Spectrum Protect Extended Edition を利用できること。

※参考製品 IBM Power S1014（9105-41B）

カ バックアップ用ストレージ装置（1台）

項目	仕様
メーカー	・ IBM 社製の機種であること。
コントローラ	・ 機器に専用コントローラを有すること。 ・ コントローラは 2 個以上有し、1コントローラあたり 32GB 以上のキャッシュを有すること。（キャッシュ合計は 64GB 以上となること）
接続インターフェース	・ ファイバー・チャネル 16Gb/s を8ポート以上有すること。
パーティション	・ 8以上のパーティションを作成できること。
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
接続 OS	・ AIX7（V7.3）にて接続できること。
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること。
搭載ストレージ	・ 1.92TB 12Gb SAS 2.5Inch Flash Drive を 6 本以上搭載すること ・ 16TB 7.2K 3.5 Inch NL HDD を 10 本以上搭載すること
コンソール機能	・ 専用の WEB コンソール機能を有するもので、設定、ログ収集、ファームウェア更新の操作が行えるもの。 ・ 管理用ポートを搭載していること。
保守	・ 賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。 ・ 保守対応時にストレージ内のデータ消去が出来ない場合に、物理破壊または磁気破壊が可能であること。

※参考製品 IBM Storage FlashSystem 5015

キ バックアップ用テープ装置（1台）

項目	仕様
メーカー	・ IBM 社製の機種であること。
テープドライブ	・ LTO Ultrium9 (LTO9) Fibre Channel Tape Drive を6機以上搭載すること。
カートリッジ・スロット数	・ 80 本以上の LTO9 テープを搭載できること。 ・ ロボット機構にて稼働し、バーコードラベルにてテープを読み取り可能なこと。
インターフェース	・ 8Gb/s のファイバーチャネルポートを6ポート以上有すること。
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
対応 OS	・ AIX (V7.3)
バックアップソフト	・ Spectrum Protect Extended Edition にて扱えること
テープ媒体	・ ULTRIUM9 データカートリッジ (LTO9) テープを 100 本添付すること。 ・ LTO クリーニングテープをテープドライブ数分添付すること。 ・ ボルシルラベル 100 本分を添付すること。
コンソール機能	・ 専用の WEB コンソール機能を有するものであって、設定、ログ収集、ファームウェア更新の操作が行えるもの。 ・ 管理用ポートを搭載していること。
保守	・ 賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。

※参考製品 IBM TS4300 Tape Library

ク 管理用デスクトップ PC (1 式)

項目	仕様
CPU	- 第 13 世代インテル Core プロセッサと同等以上であること。 10 コア以上のプロセッサを搭載すること
メモリ	16GB 以上であること。
搭載ストレージ	1 TB 以上の SSD を有すること
OS	Windows 11 Pro 64bit
インターフェース	- CD-RW & DVDドライブを本体に内蔵していること - Ethernet 100Base-T/1000Base-TXを 2 ポート以上、本体に内蔵していること - USB2.0以上のUSBポートを 4 ポート以上、本体に内蔵していること
ディスプレイ	19型以上の液晶ディスプレイ
その他	マウスおよび日本語配列キーボードを付属すること。

ケ 管理用ノート PC (1 台)

項目	仕様
CPU	- 第 13 世代インテル Core プロセッサと同等以上であること。 10 コア以上のプロセッサを搭載すること
メモリ	16GB 以上であること。
搭載ストレージ	256GB 以上の SSD を有すること。
OS	Windows 11 Pro 64bit
インターフェース	- Ethernet 100Base-T/1000Base-TXを 1 ポート以上、本体に内蔵していること - USB2.0以上のUSBポートを 2 ポート以上、本体に内蔵していること
ディスプレイ	13型以上のディスプレイを有すること。
その他	- 日本語配列キーボードを有すること - マウスを付属すること

コ ファイルサーバ (1 台)

項目	仕様
CPU	4 コア/8 スレッド Xeon Silver 4112 プロセッサ相当であること
メモリ	16GB 以上であること
ハードディスク	240GB Read Intensive SATA 6Gb HS SSD を 3 本以上、960GB Read Intensive SATA 6Gb HS SSD を 4 本以上内蔵すること。
ネットワーク	全二重イーサネット 1Gb/10Gb-T を 4 ポート以上備えていること
ラック搭載	19 インチラックに 2 U 以内で搭載可能なこと。
電源部	100V および 200V の両方に対応できること。 - 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
OS	Windows Server 2025 Standard

サ クラスタ用ネットワークスイッチ（2台）

現行のスイッチと一時的に接続するため、C9200L-24T-4X-E を製品指定とする。構成は以下の通りとする。

項目	仕様
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること。
保守	・ 賃貸借期間を含む5年分のメーカー保証を付与すること。 ・ 賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。なお、オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。

シ サーバラック

項目	仕様
規格	・ EIA-310-D 規格の 19 インチラックとすること
ユニットスペース数	・ 42U 以上（奥行き 100cm 以上）であること
耐荷重量	・ 600kg 以上であること
電源機構	・ 200V-30A 6 回路（NEMA L6-30A）、100V-20A 2 回路分の電源分配機構（PDU）を有し、両サイドで分配できること。また、入力側は抜け止め措置を施したコネクタ形状を有すること。 ・ 天板より電源を引き込める形状であること。
その他	・ サイドパネル、キャスター付で、両面扉付で施錠ができること。 ・ 本調達機器のうち、Domino 管理用デスクトップ PC および Domino 管理用ノート PC 以外のすべての機器を収めることができるものとする。1 架で収まらない場合においても、最大 2 架とし、2 架となる場合は連結可能な構造を有すること。

ス サーバラックコンソール及びコンソールスイッチ（1式）

項目	仕様
筐体	・ サーバラックコンソールとコンソールスイッチを合わせて 19 インチラックに 1U で搭載可能であること。 ・ 内蔵キーボード、タッチ패드およびマウス を有すること
ディスプレイ	・ 17 型以上 LCD カラーディスプレイを有すること。 ・ 1280×720 以上の解像度に対応すること。
キーボード	・ 日本語配列キーボードであること。
コンソール・セレクター・スイッチ	・ 8 台以上の機器が接続可能なこと。
保守	・ 賃貸借期間中は 24 時間 365 日のオンサイト保守を行うこと。
その他	・ サーバラック数にかかわらず、サーバラックコンソール及びコンソールスイッチは1式とする。

(2) ソフトウェア

ア バックアップソフトウェア

以下のソフトウェアを製品指定とする。

品名	数量
IBM Spectrum Protect for Mail 10 Processor Value Units (PVUs) Annual SW Subscription & Support Renewal	1680 式(336 式/年×5年)
IBM Spectrum Protect Extended Edition 10 Processor Value Units (PVUs) Annual SW Subscription & Support Renewal	1050 式(210 式/年×5年)

イ サーバ連携用ソフトウェア

以下のソフトウェアを製品指定とする。

品名	数量
IBM DB2 Connect Enterprise Edition 25 Authorized User Annual SW Subscription & Support Renewal	5 式(1 式/年×5年)

3 その他

- (1) 賃貸借物品の故障等により修理を行う際の作業場所は県管理区域内に限るものとし、記録媒体を交換する場合は、交換後不要となった記録媒体内の情報の消去又は記録媒体の破壊（以下「データ消去等」という。）を行った上で回収すること。また、やむを得ず県管理区域外で修理を行う場合は、事前に県管理区域内においてデータ消去等を行うものとする。

なお、データ消去等に係る具体的な手順は、令和2年5月1日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」（以下「データ消去手順書」という。）に定めるところによる。ただし、データ消去手順書の手順によるデータ消去等が不可能な賃貸借物品については、工場出荷時への初期化で足りるものとする。

- (2) 賃貸借期間が満了した賃貸借物品については、受注者は、速やかにデータ消去等を行った上で、業務期間内に撤去を行うこと。

なお、データ消去等に係る具体的な手順は、データ消去手順書に定めるところによる。ただし、データ消去手順書の手順によるデータ消去等が不可能な賃貸借物品については、工場出荷時への初期化で足りるものとする。

ただし、賃貸借期間満了後直ちに発注者と受注者との間で再度の賃貸借を行う場合はこの限りではない。

別紙 2

1 概要

鳥取県庁内 LAN で利用中の Notes/Domino 環境を継続利用するため、別紙 1 で調達する機器の設置作業及び現行環境の設定情報、データの移行作業を行うものである。

2 機器設定仕様

AIX 上で稼働する現行の Notes/Domino 環境に施された設定、稼働中のデータベース等を、調達する機器で構成する新環境へ移行し、正常稼働できるよう設定すること。詳細な設定仕様は、発注者及び発注者が別途契約する令和 7 年度庁内 LAN システムの管理運営及び保守業務の受託者（以下「管理運営業者」という。）と協議のうえ決定する。

(1) IBM Power サーバ（2 台）及びハードウェア管理コンソール

- ア ハードウェア管理コンソールを用いた集中管理が行えるよう設定すること。
- イ IBM Power サーバ（1 台目）に必要な論理 OS を構築し、現行のメールサーバ 2 台、アプリケーションサーバ 4 台を移行し、稼働させること。
- ウ IBM Power サーバ（2 台目）に必要な論理 OS を構築し、現行のメールサーバ 2 台、アプリケーションサーバ 3 台、テストサーバ 2 台を移行し、稼働させること。テストサーバ 2 台については移行にあわせて Domino14.0 にバージョンアップすること。
- エ 各サーバ要件に沿ったストレージ設定、クラスタリング設定、ネットワーク設定を行うこと。なお、ネットワーク設定については Virtual I/O Server (VIOS) を利用すること。
- オ 各サーバは現行の IP アドレス及びホスト名を引き継いで使用すること。

(2) IBM Power サーバ用ストレージ装置（2 台）

- ア (1) の IBM Power サーバの外部ストレージ装置として設定を行うこと。
- イ 複数サーバのファイルシステムとして利用できるよう、必要に応じてパーティションを作成すること。

(3) SAN スイッチ（2 台）

- ア IBM Power サーバ 2 台、バックアップ管理用 IBM Power サーバ 1 台、IBM Power サーバ用ストレージ装置 2 台、バックアップ用テープ装置 1 台をファイバーチャネルで冗長接続し、利用できるよう設定すること。

(4) バックアップ管理用 IBM Power サーバ、バックアップ用ストレージ装置及びバックアップ用テープ装置

- ア IBM Spectrum Protect をインストールすること。
- イ 発注者の指定するデータベースの自動バックアップを行い、バックアップ用ストレージ装置及びバックアップ用テープ装置に 1 次バックアップを保存するよう設定すること。
- ウ 発注者の指定する DR サイトに 2 次バックアップを送信するよう設定すること。
なお、DR サイト側の設定に変更が生じる場合は、設定変更に必要な情報を運用業者に提供し、サポートすること。

(5) ファイルサーバ

- ア 現行サーバからのデータ移行を行うこと。
- イ 現行の IP アドレス及びホスト名を引き継いで使用すること。

(6) クラスタ用ネットワークスイッチ（2 台）

- ア Domino サーバのクラスタリング用ネットワークの設定を行うこと。

(7) サーバラック

- ア 水平設置のためのレベル調整を行うこと
- イ 調達機器のうち、管理用デスクトップ PC および管理用ノート PC 以外のすべての機器をラックマウントし、必要な配線を行うこと。

(8) HCL Enterprise Integrator (HEI) サーバ

- ア 現行の IBM Power サーバ上で稼働する HEI サーバを発注者が準備する Windows

Server（仮想サーバ）上に移行すること。

イ 移行先の Domino サーバのバージョンは 12.0.2 とすること。

3 作業内容及び条件

(1) 設計及びテスト

ア 要件定義、基本設計、詳細設計、移行設計、テスト設計を行うこと。また、各工程において、設計書（もしくは計画書）を作成し、発注者の確認を受けたうえで、次工程に移行すること。

イ 環境構築後、必要な設定が行われていることを確認するためのテストを行うこと。

(2) 機器設置、接続

ア 各機器の接続に必要なケーブル、コネクタ類、必要となるソフトウェアライセンスについては、機器仕様と別添構成イメージ図を参照すること。

イ 発注者の指定するスペースに設置すること。

ウ 機器の設置及び接続に必要な電源のラックへの引き込みは受注者において行うこと。ただし、発注者において、サーバラック手前まで 200V-30A 6 回路（NEMA L6-30A）及び 100V-20A の準備を行う。

エ 庁内 LAN 基幹スイッチから調達するサーバラック間（約 20m）のネットワークについて、カテゴリ 5e UTP ケーブル（13 本）で OA フロア内配線すること。

(3) 移行

ア 令和 8 年 3 月 31 日までに既存環境からの移行を行うこと。移行の具体的な作業日については発注者と協議のうえ決定すること。

イ 移行計画策定時には、移行失敗時の元環境への切り戻し時間も考慮すること。

ウ 移行作業中も遠隔サイトの環境を使用し、基幹サービスを継続できるようにすること。移行作業中も継続稼働させるサービスは発注者と協議のうえ決定する。

エ バックアップ取得等で必要となる記憶媒体等、移行作業時に一時的に必要な部材は、受注者で準備すること。

オ 運用で使用している既存のシェル等も移行し、継続利用できるようにすること。

カ 移行先の各 Domino サーバのバージョンは現行環境と同じバージョンとし、最新の Fix Pack をインストールすること。なお、Domino サーバの利用ライセンス及びインストーラは発注者が準備を行う。

キ 移行完了後、システムとして著しいパフォーマンス低下が発生している場合は、発注者と協議の上、原因探索と改善に協力すること。

(4) その他

ア 移行作業（事前テストを含む）は、発注者が指定する場所で行うこととし、既存データを外部に持ち出すことは禁止する。

イ その他移行にかかる詳細は、別途発注者と協議のうえ決定すること。

別紙 3

1 概要

鳥取県庁内 LAN の Notes/Domino 環境の安定運用のため、別紙 1 及び別紙 2 で調達、移行作業を行った環境の運用サポートを行うものである。(システムの管理運営は発注者が別途契約する管理運営業者が行う)

2 運用マニュアルの整備

管理運営業者向けの運用マニュアルを作成すること。運用マニュアルには、各機器の起動・停止手順、システムのバックアップ・リストア手順及び各ハードウェア・ソフトウェアの操作手順を含めること。

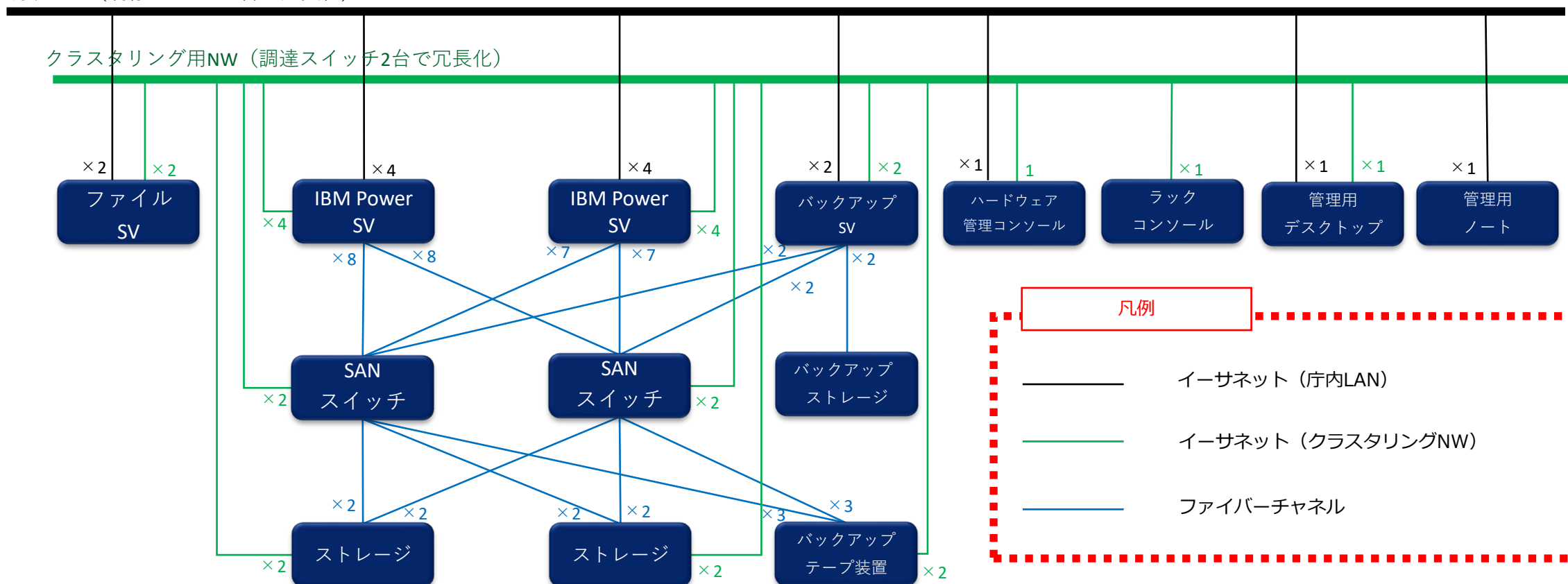
3 運用サポート

契約期間中、以下の運用サポートを 24 時間 365 日行うこと。

- (1) OS、アプリケーション、機器のドライバのパッチ適用 (Domino サーバへの Fix Pack 適用作業も含む。作業実施時は、バックアップ措置を施した上で実施する。サービス停止を伴う場合は、夜間、休日等に作業を行う。)
- (2) 管理運営業者からの日常的な問い合わせ対応
- (3) 障害時の保守診断、原因解析、復旧対応
- (4) ハード障害時の機器、部品交換において生じる諸設定
- (5) 環境構築時に作成する、運用のためのシェルの継続メンテナンス
- (6) パフォーマンス診断及び、パフォーマンスチューニングの実施
- (7) 運用マニュアルの継続的なメンテナンス

ノーツ環境構成イメージ図

庁内LAN（既存スイッチ2台で冗長化）



別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外保有・利用の禁止）

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

（個人情報の引渡し）

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

（複製・複写の禁止）

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（研修実施時における報告）

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（個人情報の返還等）

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注1） 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記仕様書

甲及び乙は、この契約による業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについて、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守するに当たっては、次の仕様のとおりとしなければならない。

1 基本的事項（特記事項第1条関係）

甲は、乙に対し、個人の権利利益を侵害することのないよう、この契約による業務に係る個人情報の適正な取扱いについて次表のとおり教示する。

- (1) 甲から受託した事務に係る個人情報の適正な取扱いについて講じなければならない安全管理措置の対象は、個人データに限定されるものではなく、個人情報全般に対し及ぶものであること。
〔個人情報の保護に関する法律第66条第2項〕
- (2) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」別添「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に準ずること。
〔個人情報保護委員会URL https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#gyosei_Guide〕
- (3) 個人情報保護委員会から示されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報取扱事業者等に係るガイドライン）」の企業規模別での取扱いを参酌して差し支えないが、これをもって(2)の基準を免れるものと解釈してはならないこと。
〔個人情報保護委員会URL <https://www.ppc.go.jp/news/>〕

2 第三者への提供の承諾（特記事項第4条関係）

特記事項第4条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号（甲の電子決裁等システム（鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）第2条第1項第9号に規定する電子決裁等システムをいう。）を利用して取得した番号をいう。以下同じ。）を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

3 再委託等の承諾（特記事項第5条関係）

特記事項第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

4 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る指定（特記事項第6条関係）

特記事項第6条第1項に規定する甲の指定は、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

(1) 方法

ア 個人情報の記録媒体が用紙である場合

手交又は郵送

イ 個人情報の記録媒体が電磁的記録である場合

(ア) 当該電磁的記録を有形物（光ディスク）に収録する場合

手交又は郵送

(イ) 当該電磁的記録を無形物（ファイル）のままとする場合

甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(2) 日時

甲乙間において、事前に協議して定める。

(3) 場所

甲の事務所又は後記7(1)表中④の作業場所の所在する乙の事務所

5 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しに係る記録（特記事項第6条関係）

(1) 特記事項第6条第2項の当該個人情報を預かる旨には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 引渡者たる甲の名称等

イ 受領者たる乙の名称又は氏名

ウ この契約又は業務の名称

エ 乙が引渡しを受けた個人情報の名称等

オ 乙が引渡しを受けた日時及び場所

- (2) 特記事項第6条第2項に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で甲に対し送信すること。

(ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(イ) 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付

乙があらかじめ甲に届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

イ 甲が指定する電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入

乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

6 複製・複写の承諾（特記事項第7条関係）

特記事項第7条ただし書に規定する甲の承諾は、施行文書番号を付した書面又は電磁的記録で行うものとする。

7 乙が甲と同等の水準をもって講じなければならない安全管理措置（特記事項第8条関係）

- (1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により、乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、当然に、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい等の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないところであり、特記事項第8条においてもこの旨を確認したところである。

ついては、乙は、乙が業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、その安全管理措置について甲と同等の水準を確保するため、次表のとおり所要の措置を講ずるものとする。

- | |
|---|
| <p>① 乙は、業務において利用する個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。</p> <p>② 乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いの従事者を定め、併せて当該従事者の中からその責任者（以下「責任者」という。）を定め、前記①の責任体制とともに、あらかじめ甲に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>③ 前記5及び後記8について遵守する。</p> <p>④ 乙は、業務において利用する個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。甲は、特記事項第12条に基づき、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。</p> <p>⑤ 乙は、業務において利用する個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りではない。</p> <p>⑥ 乙は、業務において利用する個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>⑦ 乙は、業務において利用する個人情報等について使送、郵便、電子メールその他のインターネットの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に報告しなければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>⑧ 乙は、従事者をして前記⑦に基づき報告した送付方法により業務において利用する個人情報等を送付させる場合は、次のアからエまでに掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>ア 送付先及び送付物に誤りがなければ確認すること。</p> <p>イ 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。</p> <p>ウ 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。</p> <p>郵便にあっては、郵便追跡サービスを付加するもの（特殊郵便）を用いること。ただし、乙において、差出人、受取人、郵便の種類、取扱区分及び特徴、貼り付けた切手等の支払い済みの郵便料金、差し出した場所並びに差し出した日時を記録し、もって郵便物等事故調査の依頼を可能とする場合には、この限りでない。</p> |
|---|

エ 上記ア及びイについて従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記ウについて責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。

⑨ 乙は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。

⑩ 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的かつ客観的に評価し選定すること。

⑪ 乙は、業務において利用する個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次のアからエまでに掲げるとおり管理しなければならない。

ア 当該個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

イ 当該個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

ウ 当該個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

エ 当該個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(2) 乙が講じなければならない個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する情報については、政府（個人情報保護委員会ウェブサイト等）において公表されているので、乙は、業務において利用する個人情報等の取扱いを開始するに当たり、適宜、当該情報を参考とし、併せて、政府から配付されている資料、ツール等を参考とし、又は活用するものとする。

(3) 乙は、この特記事項及びこの特記仕様書の解釈等、業務において利用する個人情報等の取扱いについて疑義が生じた場合には、その都度甲に確認し、業務を行うものとする。この限りにおいて、甲は、甲における情報セキュリティに係る管理体制の維持に支障がない範囲で乙に対し情報の提供等を行うものとする。

8 従事者等の研修（特記事項第8条の2関係）

(1) 特記事項第8条の2第1項の研修は、従事者（責任者を含む。）に業務において利用する個人情報等の取扱いを開始させる前に少なくとも1回は行わなければならない。

(2) 特記事項第8条の2第1項の研修の内容には、少なくとも次表に掲げるものの受講を含むものとする。ただし、乙において、次表に掲げるものと同等の水準以上のものと認める研修を実施する場合には、この限りでない。

① 政府広報オンライン「個人情報保護法の概要」の視聴

令和2年改正個人情報保護法の全面施行を受けた「個人情報保護法」の概要について、用語解説から個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う際の義務まで解説するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25176.html>]

② 政府広報オンライン「個人情報保護法上の安全管理措置」の視聴

個人情報取扱事業者において、取り扱う個人データの漏えい等の防止、その他個人データの安全管理のために講じなければならないとされる、必要かつ適切な措置について具体的な手法を例示しながら紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25177.html>]

③ 政府広報オンライン「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」の視聴

個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱うため、基本方針を策定することや安全管理措置として具体的な取扱いに係る規律を整備することが重要であるところ、これらの規律等の説明に加え、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しているお役立ちツール（自己点検チェックリスト、個人データ取扱要領例等）について紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg25178.html>]

④ 政府広報オンライン「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の視聴

令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し個人の権利利益を害するおそれがある場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたことについて分かりやすい解説で紹介するもの。

[URL <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html>]

個人情報保護委員会URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#movie>

(3) 特記事項第8条の2第2項の研修についても、前記(1)及び(2)と同様とする。

9 事故発生時における報告（特記事項第9条関係）

(1) 特記事項第9条第1項に規定する報告は、次のとおりとする。

ア 一先報告

乙において、当該事故が発覚した場合には、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等について甲に一先ず報告をしなければならない。

イ 速報

甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長3日以内を原則とする。）までに次に掲げる記入様式の例により書面又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

(ア) 記入様式

政府が個人情報保護委員会ウェブサイトにおいて配付している民間事業者用参考資料

[URL <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/#report>]

(イ) 備考

鑑文については引用法条を省略して単に「次のとおり報告します。」と書き改め、宛先については甲と書き改めること。

ウ 確報

甲の指定する日時（当該事故の発覚の日から起算して最長3週間以内を原則とする。）までに前記イと同様の方法により甲に提出しなければならない。

10 業務等終了時の個人情報の返還又は引渡し（特記事項第10条関係）

(1) 甲は、特記事項第10条第1項に規定する返還又は引渡しについて、あらかじめ乙から求めがあった場合には、当該返還又は引渡しと引換えに次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録を乙に交付しなければならない。

ア 返還者又は引渡者たる乙の名称等

イ 受領者たる甲の名称等

ウ この契約又は業務の名称

エ 甲が返還又は引渡しを受けた個人情報の名称等

オ 甲が返還又は引渡しを受けた日時及び場所

(2) 前号に規定する電磁的記録の交付は、甲乙間の協議により、次に掲げる基準の中から定めるものとする。

ア PDF形式のファイル

次に掲げるいずれかの方法で乙に対し送信すること。

(ア) 甲が指定するファイル交換システム、電子申請システム、オンラインストレージシステム等の利用

(イ) 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの添付

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

イ 乙があらかじめ届出をした電子メールアドレスを宛先とする電子メールへの直接記入

甲があらかじめ指定をした電子メールアドレスから送信するものに限る。

(3) 当該返還又は引渡しと引換えに第1号に規定する書面又は電磁的記録の交付を要しなかった場合において、当該返還又は引渡しの後相当の期間内に乙から求めがあったときも、前2号と同様とする。

11 業務等終了時の個人情報の廃棄（特記事項第10条関係）

(1) 特記事項第10条第2項に規定する指示は、書面又は電磁的記録で行うものとする。この場合において、電磁的記録による指示は、前記10(2)の例によるものとする。

- (2) 特記事項第10条第4項に規定する報告は、完全に廃棄又は消去をした旨の証明書（情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面又は電磁的記録）を甲に提出することをもって行わなければならない。ただし、他の法令に基づき乙において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、乙は、廃棄又は消去をすることができない個人情報等の概要に関する情報（情報の項目、媒体の名称、数量、廃棄又は消去をしない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日）を当該証明書に記載すれば足りる。

- (3) 前号の証明書の提出については、前記4の例によるものとする。

12 定期的報告（特記事項第11条関係）

特記事項第11条第1項に規定する定期的報告は、次のとおりとする。

(1) 開始時報告

ア 対象

この特記仕様書の交付があった場合全て

イ 時期

次に掲げるその都度とする。

- (ア) この契約の期間の開始の日又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの開始の日のいずれか早い日から1月以内

- (イ) この契約の期間又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合には、毎年4月中（末日が閉庁日である場合には翌開庁日まで）

ウ 内容

乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いの開始時（前記イ(イ)の場合にあっては、報告の日）における前記7に規定する責任体制、責任者、作業場所、運搬方法、送付方法、研修その他の安全管理措置について、別添「安全管理措置に係る報告兼届出書」により甲に報告しなければならない。

(2) 中間報告

ア 対象

この契約又は業務において利用する個人情報等の乙における取扱いの期間が1年以上である場合であって、かつ当該期間が後記イの日に係るものに限る。

イ 時期

甲が別に指定するところにより、毎年8月から11月までの間で甲が別に定める日を基準とする。

ウ 内容

乙は、甲の指示があった場合には、前記イの日を基準とする特記事項の遵守状況に係る自己点検を行い、甲が指定する電子申請システム等に入力しなければならない。

13 死者情報の取扱い（特記事項第15条関係）

乙が業務を行うために死者情報を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2項から前項までと同様である。

- (注1) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。

別添様式「安全管理措置に係る報告兼届出書」

調査項目	内 容
1 受託者の名称等 (注) 受託者とは、県との契約等における名称を問わず、個人情報の保護に関する法律第66条第2項各号に掲げる者に該当する場合のものをいいます。以下同じ。	☐ 鳥取県競争入札参加資格者 ☐ 鳥取県出資法人(出資比率: ☐ 全部 ☐ 2分の1以上 ☐ 4分の1以上 ☐ 4分の1未満) ☐ 個人事業主 ☐ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの ☐ その他 ()
2 業務に係る作業所属の名称	
3 業務に係る責任者の役職の名称	
4 業務に係る緊急連絡先	① 電話番号 ② 電子メールアドレス
5 業務に係る従事者(責任者を含む。)の人数	
6 個人情報保護関連資格等の有無	☐ プライバシーマーク(Pマーク) ☐ ISMS ☐ その他の資格 () ☐ 個人情報保護関係の損害保険に加入
7 個人情報保護に関する社内規程等の有無	☐ 個人情報の利用、保存、廃棄等に関する管理規程、手順書、手引書等 ☐ 個人情報の漏えい、紛失、滅失、盗難等に係る事故発生時の対応規程、手順書、手引書等 ☐ 個人情報保護についての従業員との雇用契約、誓約書等への明記 ☐ その他の規程 () ☐ 規程なし
8 個人情報保護に関する研修の実施	☐ 次に掲げる頻度において ☐ 業務において利用する個人情報の取扱い開始前に ☐ 年 回(直近の実施年月日: 年 月) ☒ 各責任者及び従事者において次のとおり実施済み ☐ 特記仕様書8(2)①から④までに掲げる研修動画の視聴 ☐ 次に掲げる研修又は教育 () ☐ その他 ()

9 個人情報保護に係る内部点検・検査・監査の方法等	
10 業務において利用する個人情報を取り扱う作業場所等の管理体制 (注) 作業を鳥取県の庁舎内部でのみ行い、かつ、受託者が、鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には、記入不要です。ただし、作業を鳥取県の庁舎内部でのみ行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(3)中「電磁的媒体」の項、(5)、(6)及び(7)に限り記入してください。	
(1) 作業場所の所在地	〒
(2) 作業場所の入退室管理	① 作業場所の入室可能人数 ☐ 上記5の従事者（責任者を含む。）のみ ☐ 従事者以外の入室可（ ☐ 上記外 名 ☐ その他（ ）） ② 入退室者の氏名及び時刻の記録 ☐ なし（施錠のみ、身分証の提示のみ等） ☐ あり ☐ 用紙への記入 ☐ ICカード等によりID等をシステムに記録 ☐ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 ☐ その他（ ） ☐ その他（ ）
(3) 個人情報の保管場所	① 紙媒体（用紙） ☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ 取扱いなし ☐ その他（ ） ② 電磁的媒体 ☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ 取扱いなし ☐ その他（ ）
(4) 作業場所の防災体制	☐ 常時監視 ☐ 巡回監視 ☐ 耐火構造 ☐ 免震・制震構造 ☐ その他（ ）
(5) 個人情報の運搬方法	① 紙媒体（用紙） ☐ 運搬を禁止し、又は行わない ☐ その他（ ） ② 電磁的媒体 ☐ 運搬を禁止し、又は行わない ☐ その他（ ）

(6) 個人情報の送付方法	☐ 特記事項第6条及び特記仕様書第4項の定めのとおり、その都度委託者の指定を受けて行います。 ☐ その他 ()
(7) 個人情報の廃棄方法	① 紙媒体(用紙) ☐ 特記事項第10条及び特記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い時に、速やかに裁断処理し、証明書を作成し、委託者に提出します。 ☐ その他 () ② 電磁的媒体 ☐ 特記事項第10条及び特記仕様書第11項の定めのとおり、業務における利用が不要となった時又は契約終了時のいずれか早い時に、速やかに、委託者立会いの下、復元不可能な方法により削除し、CD-R等の外部記録媒体は物理的破壊を行った上で廃棄します。委託者の立会いがない場合には、証明書を提出します。 ☐ その他 ()
(8) 作業場所外で作業を行う場合の個人情報保護対策	☐ 該当なし(行うことがないため。) ☐ 該当あり(行うことがあるため。) ()

11 業務において利用する個人情報の電算処理における保護対策
(注1) 紙媒体(用紙)のみ取り扱う業務を行う場合には記入不要です。
(注2) 鳥取県所有のパソコン、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には、記入不要です。

(1) 業務において利用する個人情報に係る連絡のために用いる電子メールアドレス	
(2) 作業を行う機器	☐ 限定している(ノート(携帯可能)型 台、デスクトップ(携帯不可)型 台) ☐ 限定していない
(3) 外部との接続	☐ 作業機器は外部と接続していない ☐ 作業機器は外部と接続している 接続方法: ☐ インターネット ☐ 専用回線 ☐ その他 () 通信の暗号化: ☐ している ☐ していない
(4) アクセス制限	☐ ID・パスワード付与によるアクセス制限を実施している IDの設定方法 () パスワードの設定方法 () ☐ ID・パスワード付与によるアクセス制限を実施していない

(5) 不正アクセスを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(6) マルウェアを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(7) OS・ソフトウェアの更新	☐ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている ☐ その他（ ）
(8) アクセスログ	☐ アクセスログを保存している（保存期間： ） ☐ アクセスログを保存していない
(9) 停電時のデータ消去防止対策	☐ 無停電電源装置 ☐ 電源の二重化 ☐ その他（ ） ☐ なし
(10) 外国における個人情報の取扱いの有無	☐ あり ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いはない ☐ 外国のサーバ上で個人情報が保存されており、外国のサーバ上で保存以外の個人情報の取扱いがある ① 個人情報の取扱いがある外国の名称 ② 当該外国における個人情報の制度・保護措置等 ☐ なし
(11) その他の対策	